

愛知学院大学 応急奨学生願書 (新入生用)

本 人	フリカ、ナ				男・女		受付日 _____	
	氏名						生年月日 年 月 日	
	入学予定 学部学科		学部 学科		入学試験名 (受験番号)		()	
	現住所		〒		TEL(携帯)			
生 計 を 共 に す る 家 族	現住所		〒		TEL(自宅) (緊急連絡先)			
	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	給与所得の 収入金額 (万円)	給与所得以外の 所得金額 (万円)
		父						
		母						
	* 父母が死別・生別の場合： (死別 / 生別 : 年 月) (養育費 : 有・無)							
就 学 者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年			
<p>*家計急変の事由 (以下のいずれかを○印で囲んでください) :</p> <p>① 死亡 ② 会社倒産・解雇による失職 ③ 破産</p> <p>④ 病気、事故等による高度障害 ⑤ 災害による損害</p> <p>事由の生じた年月日 : 西暦 年 月 日</p>								
出 願 理 由	<p>出願理由 (家庭事情) を具体的に<u>学生本人</u>が直筆でご記入ください。</p>							

<p>上記のとおり、記載事項に相違ありません。</p> <p>愛知学院大学新入生応急奨学生として奨学金給付を受けたいので、お願いいたします。</p> <p>また、本申請にあたり提出する情報が奨学金選考のために利用されることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">西暦 年 月 日</p> <p>愛知学院大学 学長 殿</p> <p>愛知学院大学 後援会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">本 人 (自署) 印</p> <p style="text-align: right;">保 証 人 (自署) 印</p>								

出願上の注意事項

出願にあたり、以下の書類が必要となります。不備がある場合は受付できませんので、次の点にご注意ください。また、出願書類は返却致しません。

- (1) 家計が急変した年月が明確でないものや証明する書類がない場合は受付できません。
- (2) 家計急変前（見込）での出願はできません。
- (3) 主たる生計維持者（父母のうち所得の多い者）に下記の『家計急変の事由』が生じた場合のみ出願できます。
- (4) 必要に応じて下記以外にも書類提出を求める場合があります。
- (5) 「確定申告書」は、税務署が申告を受付けたことがわかる状態（受領印・電子申告受信通知のコピー等）で、第一表と第二表の両方をご提出ください。
- (6) 同一人で2か所以上から給与を得ているため確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりに「確定申告書」をご提出ください。

『家計急変の事由』別、出願書類チェック項目

1.生計維持者が死亡

- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得証明書
- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 死亡の証明書（死亡診断書など）
- 遺族年金の有無と年金額を証明する書類（年金振込通知書など） ※可能な限りご提出ください。

2.生計維持者が会社倒産・解雇による失職

- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得証明書
- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 会社倒産、解雇の事由（会社都合）と日付のわかる証明書（離職票や開廃業等届出書など）
- 臨時所得（退職金など）の有無と支給額を証明する書類 ※可能な限りご提出ください。
- 生計維持者の家計急変前の所得と現在の所得がわかるもの（事由発生後就職等した場合、給与明細書や所得見込証明書など） ※可能な限りご提出ください。

3.生計維持者が破産

- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得証明書
- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 破産したことを証明する書類（破産宣告書や銀行取引停止通知書など）

4.生計維持者が病気・事故による高度障害

- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得証明書
- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 身体障害者手帳等の高度障害証明書
- 障害を負った日付のわかるもの
- 生計維持者の家計急変前の所得と急変後の所得がわかるもの（事由発生後就職等した場合、給与明細書や所得見込証明書など） ※可能な限りご提出ください。

5.災害による損害

- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得証明書
- 直近の生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 罹災証明書
- 増大した支出の証明書（支出増がわかる領収書のコピーなど）や収入の減少がわかる書類（給与明細書など）

今回提出された書類等の情報については、奨学金選考のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内においてのみ利用され、その他の目的には利用されません。